

小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の要支援者等が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、小郡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年小郡市告示第55号）別表第1に規定する一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（以下「予防事業」という。）を実施する団体に対し、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業又は予防事業)

第2条 補助対象となる予防事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者（以下「予防事業対象者」という。）を中心に引きこもり対策及び閉じこもり対策としての声掛け、介護予防のための体操、レクリエーション等の機会の提供並びに介護予防講話その他の教養講座、利用者同士の交流の場の開催等による日中の居場所づくりを行うものであること。ただし、ふれあいネットワークのサロン事業は除くものとする。
- (2) 日時等を指定し、おおむね毎月1回以上、定期的に開催するものであること。
- (3) 1回当たりの提供時間が、2時間以上のものであること。
- (4) 予防事業の実施に必要な設備、備品等を有して行うものであること。
- (5) 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行うものであること。
- (6) 営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないものであること。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 地域住民を主体に構成された任意団体（介護予防を目的とした活動を行うものに限る。）であること。ただし、自治会及び行政区、校区まちづくり協議会は除くものとする。
- (2) 市内に活動の拠点を有すること。
- (3) 自主的かつ安全に予防事業を運営することができると認められるものであること。
- (4) 予防事業を実施するために必要な広さを有する場所を市内に確保していること。
- (5) 予防事業について、他の制度による助成、補助等を受けていないこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反する活動を行うものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の10分の10以内で、別表第2に掲げる事業実施回数ごとに定める補助限度額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 業務に直接従事する従事者名簿
- (3) 収支計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定が適当と認めたときは、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業実施の留意点)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件に留意し予防事業を実施するものとする。

- (1) 予防事業対象者ができること若しくは関心のあることに選択的かつ主体的に取り組めるよう配慮しながら、又は予防事業対象者が有する能力を最大限に活用できるようにすること。
- (2) 予防事業を提供する前に予防事業対象者の体調確認を行い、危険が伴うような強い負荷がかからないよう配慮して行うこと。
- (3) 緊急時の対応について、従事者に周知徹底を図ること。
- (4) 茶菓子等を提供する場合は、衛生管理に十分留意すること。
- (5) その他市長が必要と認める要件

(変更等の申請等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容の変更、中止又は廃止をするときは、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、承認するときは、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

(予防事業対象者の負担等)

第10条 補助事業者は、予防事業を利用した予防事業対象者に対し、利用料を請求することができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、予防事業の完了後30日が経過する日又は補助金の交付決定がされた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出を証する書類
- (4) 補助事業の実施内容が分かる印刷物、写真等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求しようとするときは、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金精算(概算)払請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により、請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払等)

第14条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の性質その他特別の事情により補助金の額の確定前に補助金を交付することが適当と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に該当し、補助金の概算払を請求しようとするときは、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金精算(概算)払請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、補助金を概算払するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の概算払をした補助事業者から、第11条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、小郡市住民主体型介護サービス事業運営費補助金確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、第3項の規定により概算払した額と前項の規定により確定した額とが同額の場合は、同項の通知を省略することができるものとする。

(報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業に関する報告を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年8月1日以降に実施する事業から適用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	内容
報償費	外部講師謝礼等
需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕料、食材費、光熱水費等
役務費	保険料、通信費等
使用料及び賃借料	会場借料、賃借料、機材借上料等
備品購入費	事務用品、介護予防に資する機材等 ただし、備品購入費は、総事業費の1/2以内とする。
その他	運営に係る実費等

※ただし、食材費については、従事者や参加者の弁当代は補助対象外とする。

別表第2（第5条関係）

※補助事業者が初めて補助を受ける場合

事業実施回数(年間)	補助限度額 (1回の参加人数の平均が 6名以上20名未満の場合)	補助限度額 (1回の参加人数の平均が 20名以上の場合)
9回以上12回以下	2万円	4万円
13回以上24回以下	3万円	6万円
25回以上36回以下	4万円	8万円
37回以上	5万円	10万円

※同一の補助事業者が2回目の補助を受ける場合

事業実施回数(年間)	補助限度額 (1回の参加人数の平均が 6名以上20名未満の場合)	補助限度額 (1回の参加人数の平均が 20名以上の場合)
12回	2万円	2万円

1 3 回以上 2 4 回以下	3 万円	3 万円
2 5 回以上 3 6 回以下	4 万円	4 万円
3 7 回以上	5 万円	5 万円

※同一の補助事業者が 3 回目またはそれ以上の補助を受ける場合

事業実施回数(年間)	補助限度額 (1 回の参加人数の平均が 6 名以上 2 0 名未満の場合)	補助限度額 (1 回の参加人数の平均が 2 0 名以上の場合)
1 2 回以上 2 4 回以下	2 万円	2 万円
2 5 回以上	3 万円	3 万円